

社会福祉法人上郡福祉会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第9条及び第23条に基づき社会福祉法人上郡福祉会の役員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。

(2) 報酬等とは、報酬、その他の職務執行の大家として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。

(3) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費含む)及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(出席報酬の年間総額)

第3条 全役員等の各年度の総額は年間20万円を超えない範囲とする。

(評議員会の出席報酬)

第4条 評議員は無報酬とする。

(理事会の出席報酬)

第5条 理事及び監事が理事会・評議員会及び評議員選任・解任委員会に出席したときは、次により報酬を支払うことができる。

	報酬 (日額)
理事出席報酬	3,110円

(監事監査報酬)

第6条 監事が監事監査を行ったときは、次により報酬を支払うことができる。

	報酬 (日額)
監事監査報酬	3,110円

(報酬の支給方法)

第7条 役員に対する報酬は、理事会及び評議員会への出席など法人・施設運営のための業務にあたった都度、支給する。

第8条 報酬は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

第9条 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(出張旅費)

第10条 役員等が、法人業務のため出張する場合は、別に定める旅費規程による基本額により旅費等を支給することができる。

(2) 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。

(3) 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

(4) 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(兼務役員)

第11条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(公表)

第13条 この法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第14条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年6月21日より適用する。